平成12年(ワ)第9657号 特許権侵害差止等請求事件 口頭弁論終結日 平成13年1月16日

> 判 (A) 告 [B] 上記両名訴訟代理人弁護士 Ш 同 吉 濹 敬 夫 野 彦 同 牧 知 東ソー株式会社 被 代表者代表取締役 [C]島 孝 訴訟代理人弁護士 永 明 光太郎 山 同 本 戸 同 滝 ゆき緒 訴訟復代理人弁護士 Ш 丸 裕 主

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。 事実及び理由

第1 請求

- 1 被告は、別紙目録記載の物件を製造し、販売してはならない。
- 2 被告は、前項記載の物件を廃棄しなければならない。
- 第2 事案の概要

本件は、単クローン性抗CEA抗体3に関する特許権を有する原告らが、被告に対し、「被告が別紙目録記載の体外診断用医薬品の製造販売を行ってる行為は、原告らが有する特許権を侵害するものである」と主張して、その製造販売の差止め等を求めている事案である。

1 争いのない事実

(1) 原告らは、次の特許権(以下「本件特許権」といい、その発明を「本件発明」という。)を共有している。

発明の名称 単クローン性抗CEA抗体3 出 願 日 昭和57年6月30日 公 告 日 平成7年8月30日 登 録 日 平成9年3月7日 特許番号 第2127804号

特許請求の範囲

「【請求項1】第1哺乳動物を最初の個体の癌胎児性抗原で免疫することによって、前記抗原に対する抗体産生能を有する細胞を産生させ、生じた細胞をこの哺乳動物から採取し、採取された細胞を第2哺乳動物由来のミエローマの株化細 こうして得られた融合細胞をクローニングに付し、得られた単クロ -ン性ハイブリドーマを培養し、得られた培養液から所望の単クローン性抗体を回 収し、その際(イ)前記最初の個体の癌胎児性抗原を第1マーカー抗原として用い、 前記単クローン性ハイブリドーマを前記第1マーカー抗原と反応する抗体の産生能 を基準として選別し、(ロ)前記回収工程において、免疫した最初の個体以外の個体 の癌胎児性抗原、正常糞便抗原 1、正常糞便抗原 2 および非特異的交叉反応抗原か らなる群から選ばれた2種以上の抗原を選別用マーカー抗原として用いて、前記単 クローン性ハイブリドーマを選別用マーカー抗原との反応性を基準として選別し、 かつその際(ハ)正常糞便抗原2を第2マーカー抗原として用いて単クローン性ハイ ブリドーマを選別し,正常糞便抗原2と反応する抗体(抗体B)産生能をもつ単ク ローン性抗体を分離し、次に正常糞便抗原1を第3マーカー抗原として用いて正常糞便抗原1と反応する抗体産生能をもつ単クローン性ハイブリドーマを分離し、選別された単クローン性ハイブリドーマを培養して所望の抗体を得る工程からなる、原質関性は原に対して特別である。 癌胎児性抗原に対して特異性をもつ単クローン性抗体の製法によって得られた、癌 胎児性抗原の個体非特異的な部分,正常糞便抗原1および正常糞便抗原2との反応 性を有するが、癌胎児性抗原の個体特異的な部分および非特異的交叉反応抗原との 反応性を有しない単クローン性抗体(抗体3)。」(以下「本件特許請求の範囲」 という。)

(2) 被告は、「Eテスト「TOSOH」ICEA」なる体外診断用医薬品(以

下「被告製品」という。)を製造販売している。

争点

被告製品が本件発明の技術的範囲に属するかどうか

(原告らの主位的主張)

本件発明は、製法によって特定された物の発明であり、いわゆるプロダク ト・バイ・プロセス・クレームとして、その技術的範囲は、具体的な製造方法を問わず、その物と同一性を有する物のすべてに及ぶ。

本件発明における物の製造方法は、ハイブリドーマから生産されること、抗原決定基に対して一定の反応特異性を示すことの2点を特徴づけているだけであって、物としての特徴を上記の点以外に限定し特定するものではない。物の性質(反 応特異性)を製造方法(選別方法)によって確認しているだけであるということが できる。

被告製品の標識2次抗体は,ハイブリドーマから生産されるものであり,抗 原決定基に対して本件発明と同じ反応特異性を示すから、本件発明に係る物と、物 として同一である。

したがって、被告製品は、本件発明の技術的範囲に属する。 (原告らの主位的主張に対する被告の主張)

被告製品の標識2次抗体が、本件発明に係る単クローン性抗CEA抗体3と 同様の反応特異性を有するかどうかは知らない。

仮に、被告製品が、単クローン性抗CEA抗体3と同様の反応特異性を有す るとしても、少なくとも、本件特許請求の範囲に記載された製法に従って製造された単クローン性抗CEA抗体でなければ、本件発明の技術的範囲に属するとはいえず、被告製品は上記製法に従って製造されたものではないから、被告製品は本件発 明の技術的範囲に属しない。

(原告らの予備的主張)

仮に、被告製品の反応特異性によって、被告製品が本件発明の技術的範囲に 属するといえないとしても、次のとおり、被告製品はその製法においても、本件特 許請求の範囲記載の製法によっているから、本件発明の技術的範囲に属する。

「第1哺乳動物を最初の個体の癌胎児性抗原で免役することによって、前記抗原に対する抗体産生能を有する細胞を産生させ、生じた細胞をこの哺乳動物から採取し、採取された細胞を第2哺乳動物由来のミエローマの株化細胞と融合させ、 こうして得られた融合細胞をクローニングに付し,得られた単クローン性ハイブリ ドーマを培養し、得られた培養液から所望の単クローン性抗体を回収し」とするエ 程は、細胞融合法によって単クローン性抗体を得る通常の方法であるから、被告製 品の単クローン性抗体がこの工程で得られたものの1つであることは明らかであ る。

「その際(イ)前記最初の個体の癌胎児性抗原を第1マーカー抗原として用 い、前記単クローン性ハイブリドーマを前記第1マーカー抗原と反応する抗体の産生能を基準として選別し、(口)前記回収工程において、免疫した最初の個体以外の 個体の癌胎児性抗原、正常糞便抗原 1、正常糞便抗原 2 および非特異的交叉反応抗 原からなる群から選ばれた2種以上の抗原を選別用マーカー抗原として用いて、前 記単クローン性ハイブリドーマを選別用マーカー抗原との反応性を基準として選別 し、かつその際(ハ)正常糞便抗原2を第2マーカー抗原として用いて単クローン性 ハイブリドーマを選別し、正常糞便抗原2と反応する抗体(抗体B)産生能をもつ 単クローン性抗体を分離し、次に正常糞便抗原1を第3マーカー抗原として用いて 正常糞便抗原1と反応する抗体産生能をもつ単クローン性ハイブリドーマを分離 し、選別された単クローン性ハイブリドーマを培養して所望の抗体を得る工程」 CEA分子上の5種類の抗原決定基との反応特異性を確認する過程に他なら 被告は、自ら実験によって被告製品の単クローン性抗体を含む複数の単クロー ン性抗体についてその反応特異性の確認作業を行っており、被告製品に2次抗体と して用いられているCELが「癌胎児性抗原の個体非特異的な部分」と反応性を有 「正常糞便抗原1」(NFA-1)及び「正常糞便抗原2」(NFA-2) の反応性を有し、「癌胎児性抗原の個体特異的な部分」及び「非特異的交叉反応抗 原」(NCA)との反応性を有しないものであることを確認しているから,被告自 身がこの工程を実施している。

単クローン性抗体は、作製過程いかんにより、その性状が変化することはな いので、反応特異性の確認は一度行えば足りるし、どの時点で行われたか、どのよ うな順序で行われたかは、問題にならない。

(原告らの予備的主張に対する被告の主張) 原告らが主張する被告による実験は、平成2年10月14日から同月26日 までに行われたものであり,本件特許の公告日(平成7年8月30日)よりも前の 行為である。

このような実験がされたからといって、被告製品が、本件特許請求の また. 範囲記載の製法によって製造されたことにはならない。 争点に対する判断

## 事実認定

- (1)ア 証拠(乙8)によると、原告らは、平成元年6月23日付け手続補正書いて、本件特許の原出願(以下「本件原出願」という。)の特許請求の範囲を において、 次のとおり補正した。
- Γ(1) 第1哺乳動物を第1癌胎児性抗原で免疫することによって前記抗原 に対する抗体産生能を有する細胞を産生させ、生じた細胞をこの哺乳動物から採取 し、採取された細胞を第2哺乳動物由来のミエローマの株化細胞と融合させ、こう して得られた融合細胞をクローニングに付し、得られた単クローン性ハイブリドーマを培養し、得られた培養液から所望の単クローン抗体を回収する工程からなる、 癌胎児性抗原に対して特異的な単クローン抗体の製法において、
- (イ)前記第1癌胎児性抗原を第1マーカー抗原として用い, 前記単クロー ン性ハイブリドーマを、前記第1マーカーと反応する抗体の生産能を基準として選 別すること、および
- (ロ)前記回収工程において、前記第1癌胎児性抗原以外の第2癌胎児性抗 正常糞便抗原 1, 正常糞便抗原 2 および非特異的交叉反応抗原からなる群から 選ばれた1種以上の抗原を第2マーカー抗原として用いて、前記ハイブリドーマを 前記マーカー抗原との反応性を基準として選別することを特徴とする単クローン抗 体の製法。
- 前記回収工程において、前記第1癌胎児性抗原、第2癌胎児性抗原 正常糞便抗原 1, 正常糞便抗原 2 および非特異的交叉反応抗原からなる群から選ば れた1種以上の抗原を第2マーカー抗原として用い、前記ハイブリドーマによって 産生された単クローン抗原を前記第2マーカー抗原との反応性に基づいて選別す る, 特許請求の範囲第1項記載の方法。
- (3) 前記第1および第2哺乳動物の1種以上が、マウス、ラット、モルモ ット、ウサギ、ヤギ、ウマおよびウシである、特許請求の範囲第1項記載の方法。
- 前記選別が、放射性物質で標識されたマーカー抗原を用いるラジオイ ムノアッセイ法によって行われる、特許請求の範囲第1項記載の方法。
- 第1哺乳動物を第1癌胎児性抗原で免疫することによって同抗原に対 する抗体産生能を有する細胞を産生させ、生じた細胞をこの哺乳動物から採取し、 採取された細胞を第2哺乳動物由来のミエローマの株化細胞と融合させ、こうして 得られた融合細胞をクローニングに付し、得られた単クローン性ハイブリドーマを 培養し、得られた培養液から所望の単クローン抗体を回収する工程からなり、その
- (イ)前記第1癌胎児性抗原を第1マーカー抗原として用い,前記単クロー ン性ハイブリドーマを、前記第1マーカーと反応する抗体の生産能を基準として選 別し、かつ
- (口)前記回収工程において、前記第1癌胎児性抗原以外の第2癌胎児性抗 正常糞便抗原1,正常糞便抗原2および非特異的交叉反応抗原からなる群から 選ばれた1種以上の抗原を第2マーカー抗原として用いて、前記ハイブリドーマを 前記マーカー抗原との反応性を基準として選別する方法によって製造された、癌胎 児性抗原に対して特異的な単クローン抗体。
- 第1癌胎児性抗原との反応性を有するが、第1癌胎児性抗原以外の癌 胎児性抗原,正常糞便抗原 1,正常糞便抗原 2 および非特異的交叉反応抗原の中にいずれの抗原との反応性も有しない、特許請求の範囲第 5 項記載の単クローン抗体 (抗体 1)
- 2つ以上の癌胎児性抗原との反応性を有するが、正常糞便抗原 1、正 常糞便抗原2および非特異的交叉反応抗原の中のいずれの抗原との反応性も有しな い、特許請求の範囲第5項記載の単クローン抗体(抗体2)。
- 2つ以上の癌胎児性抗原との反応性を有し、かつ前記の正常糞便抗原 1 および正常糞便抗原2との反応性を有するが、非特異的交叉反応抗原との反応性 を有しない、特許請求の範囲第5項記載の単クローン抗体(抗体3)。

- (9) 2つ以上の癌胎児性抗原および正常糞便抗原2との反応性を有するが,正常糞便抗原1および非特異的交叉反応抗原との反応性を有しない,特許請求の範囲第5項記載の単クローン抗体(抗体4)。
- (10) 2つ以上の癌胎児性抗原,正常糞便抗原2および非特異的交叉反応抗原との反応性を有するが,正常糞便抗原1との反応性を有しない,特許請求の範囲第5項記載の単クローン抗体(抗体5)。
- (11) 抗血清の形状である、特許請求の範囲第5項記載の単クローン抗体。

原および正常成人由来の関連抗原の濃度を測定する方法。」 イ 証拠(乙9)によると、特許庁審査官は、原告らに対し、平成3年9月 10日、上記アのとおり補正された特許請求の範囲のすべてについて、次の(ア)及び(イ)のとおり拒絶理由を通知したこと、この拒絶理由が記載された拒絶理由通知書には、備考として、次の(ウ)のとおりの記載があったこと、以上の事実が認められる。

(ア) 特許請求の範囲第5項ないし第11項について

「出願前に頒布された刊行物に記載された発明と認められるから、特許 法29条1項3号に該当し、特許を受けることができない。」

(イ) 特許請求の範囲第1項ないし第4項及び第12項について

「出願前に頒布された刊行物に記載された発明に基づいて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が、容易に発明をすることができたものと認められるから、特許法29条2項の規定により特許を受けることができない。」

(ウ) 備考

(1) 特許請求の範囲第5~11項に記載された単クローン抗体は、引例1~8に記載された単クローン抗体と化学物質として区別し得ない。(製法の異同が直ちにその方法により製造される化学物質の異同には結びつかない。)

(2) 構造上類似している各種物質をマーカーとしてそれらとの交叉反応性を調べ、単クローン抗体を分類・選別することが当業者が通常行うことであるから、引例9に記載された各種抗原物質をマーカーとして引例1~8に記載されているような癌胎児性抗原に対する単クローン抗体を選別するようなことは、当業者が容易に行い得たことと認められる。」

容易に行い得たことと認められる。」
ウ 証拠(乙10、11)によると、原告らは、上記イの拒絶理由通知を受けた後である平成3年12月6日、手続補正書において、特許請求の範囲第1項を補正するとともに、第6ないし第10項、第12項を、それぞれ第2項ないし第7項とし、その余の項を削除する補正を行ったこと、原告らは、特許庁審査官に対し、同日付け意見書を提出したこと、上記意見書には次のような記載があること、以上の事実が認められる。

(ア) 「補正後に特許請求する抗体発明は、それぞれ別の特異性を持つ単クローン性抗体を本発明の方法で得られた化学物質として特定している。」

(イ) 「拒絶理由通知書は、本出願の抗体発明と同一の発明が引例1-8 のすべてに記載されていると認定しているが、そのような事実はない。前記のとおり、引例1-8は、方法で作られた物として特定された本発明の抗体1-5の特徴を明示も暗示もしていないから、この拒絶理由は成り立たない。」

(ウ) 「拒絶理由通知書備考・・・の「化学物質として区別し得ない」 (製法の異同が直ちにその方法により製造された化学物質の異同には結び付かな い)は化学物質発明の特定の仕方(多項制)のことを述べているものと理解する。補正後のこの出願は製法の異同のみによって化学物質発明を特定していない。化学 物質発明をいわゆる方法で作られた物の形式で特許請求することは認められてい る。」

証拠(乙12)によると、特許庁審査官は、上記ウの手続補正書及び意 見書が提出された後である平成4年3月5日、拒絶査定を行ったこと、上記拒絶査定の理由が上記イ(イ)記載のとおりであること、備考として、第2項ないし第6項にそれぞれ記載された発明は、別異の化学物質に関するものと認められ、併合することができず、第1項及び第7項にそれぞれ記載された発明に対しても、併合要件を表す。 を満たしていない旨の記載があったこと,以上の事実が認められる。

オ 証拠(甲1の1、2、乙1、22)及び弁論の全趣旨によると、原告ら は本件原出願を分割し、本件発明及び抗体1、2、4、5についてそれぞれ特許出 願したこと、本件発明に係る出願は、平成8年12月2日、特許査定され、同9年

3月7日に特許として登録されたこと、以上の事実が認められる。 (2) 証拠(甲1の1)によると、本件特許に係る出願明細書(以下「本件明細書」という。)には、発明の詳細な説明の項に、次のように記載されていることが 認められる。

「【〇〇〇2】【従来の技術】CEAは周知の癌関連胎児性抗原であって、 分子量約20万±8万、糖と蛋白質との比約1:1の、ある種の糖蛋白質である。 癌抗原CEAがヒトの消化器のアデノカルシノーマに存在することは、Gold及び Freedmanによって報告され

た [J. Exp. Med., 121, 439 (1965); ibid., 122, 467 (1965)]。 CEAはその血中濃度をイムノアッセイによって測定し、これを癌組織の存在及びその消長を示すマーカーとして臨床的に癌の診断及び治療や各種の基礎医学研究に用いられており、その有 用性及び重要性は周知である。しかし、ある種のCEA関連正常抗原が存在してお り、これらはCEAと免疫学的交叉反応性を有しているので、CEAの癌特異性が

FA-1、NFA-2及び正常糞便交叉反応抗原(以下NFCAという)に分類さ れる。NFA-2は分子量20万±5万、糖と蛋白質との比約1:1のある種の糖 蛋白質で、その抗原性及び理化学的性状はCEAと極めて類似している。NFA-1及びNFCAはNFA-2の分解産物であると思われる。NFA-1は分子量約 2~3万、糖含量約13%の小分子抗原であり、NFCAは分子量約8万±3万の 1種の糖蛋白質である。他に、ヒトの正常糞便中に糞便非特異的交叉反応抗原(以下 f - N C A という)という抗原が存在している。 f - N C A の抗原性は前記の N C A と実質的に同一で、C E A 、N F C A 及び N F A - 2 と交叉反応性を示す。従 って、ヒトの正常糞便中には、本発明の目的に関係のある4種のCEA関連抗原が 存在している。

【0004】癌マーカーとしてのCEAの有用性を改良するために,CEA 関連抗原とCEAとを正確に識別しなければならない。このために、CEAの抗原 決定基に対して明確な特異性を有する抗CEA抗体の提供が従来試みられている。 しかし、公知の各種の多クローン性抗体には、反応特異性が不明確であるという共通の欠点がある。すなわち、これらの多クローン性CEA抗体は、各種の抗体の混 合物であって、CEA分子上の多くの抗原決定基のほとんど全部と反応性を有して いる。この欠点をなくするために、各種の単クローン性CEA抗体が重要視されて いる。その理由は次のとおりである。

【0005】(1) 細胞融合という常法によって得られる単クローン性CEA 抗体は、唯一つの抗原決定基に対してのみ特異性を有しているから、抗原との反応 性が均一であろう。

単クローンの増殖によって、所望の均一性をもつ多量の抗体が得られる であろう。

多種類の単クローンを得ることができる。これらは全体として、公知の 多クローン性抗CEA抗体と同様に広範囲の特異性を持つであろう。このようにし て,単クローン性抗CEA抗体の製造が,例えば次の文献にあるように試みられて いる。

Accolla, R. S. et

al., Proc. Natl. Acad. Sci. USA., 77, 563 (1980): Mitchell, K. F., Cancer Immunol, Immunother., 10, 1 (1980): Rogers, G. T. et

al., Br. J. Cancer, 43, 1 (1981): Kupchik, H. Z. et al., Cancer Res., 41, 3306 (1981)。
【OOO6】これら既報の単クローン性抗体の反応特異性は、次のとおりに要約される。

- (1) Accollaら。 2つのハイブリドーマから得られた抗体はNGP(NCAと同等であると思われる)と微弱に反応し、CEAと強く反応した。これらの2つの抗体とCEAとの反応には競合的阻害が見られなかった。各抗体はCEA分子上の別の抗原決定基と反応するようである。
- (2) Mitchell。 1つの抗CEA抗体が得られた。これはCEAと反応したがNCAと反応しなかった。CEAとの反応を多クローン性ヤギ抗CEA抗体で阻止できなかった。

(3) Rogersら。 1つの単クローン性抗CEA抗体が得られた。これは腫瘍組織からのCEA標品と弱く反応したが、患者の血清中のCEAと強く反応した。

(4) Kupchik。 9個のクローンのうちの1個の単クローン性CEA抗体が検討された。その反応特異性と多クローン性ヤギ抗CEA抗体と比較したところ単クローン性抗CEA抗体は、多クローン性抗CEA抗体と反応するCEA分子のうちの1部のCEAとのみ反応した。

これらの公知の単クローン性抗CEA抗体の反応の特異性についてのより詳しい検索はなされていない。

【0007】この間に我々は、ある種のCEA関連抗原すなわち前記のNFA-1、NFA-2及びNFCAがヒトの正常糞便に存在することを見出し、これらの分離に成功した〔特開昭 56-46819号、Cancer Res., 41, 713-720(1981)〕。さらにこれらのCEA関連正常抗原を用いてCEA分子の抗原構造を調べた結果、CEA分子上の多くの抗原決定基を、例えば次のとおりに分類し得ることを提案した。

【〇〇〇8】(1) 個体特異的抗原決定基

免疫抗原として用いた個々のCEA標品にのみ見出される特異的な抗原決定基で、他の個体から得られたCEA標品には見出されないもの。

(2) CEA特異決定基

癌組織から得られたCEA標品に共通して見出される抗原決定基であるが、 NFAやNCAなどCEA関連正常抗原には見出されない。最も癌特異性の高い抗 原決定基である。

(3) NFA-1共通決定基

CEA, NFA-2及びNFA-1の3者に共通して見出される抗原決定基で、CEA分子上の主要抗原決定基の1つである。

(4) NFCA共通決定基

CEA、NFA-2及びNFCAの3者に共通して見出される抗原決定基で、これもCEA分子上の主要抗原決定基の1つである。

(5) NCA共通決定基

CEA, NFA-2, NFCA及びNCAの4者に共通して見出される抗原決定基で、CEA及び関連抗原に最も広く認められる抗原決定基である。本発明は、我々がヒトの正常糞便から分離した上記のCEA関連抗原を用いることによって、単クローン性抗CEA抗体産生能を有する単クローンを、抗原との反応性の観点において選別し得るという知見に基いている。

又はPEG(ポリエチレングリコール)を用いて融合する。HAT培地を用いて選別すると、正常細胞は死滅し、融合細胞が残存する。第1CEAと反応する抗体産生能の観点において、融合細胞を選別する。選別された融合細胞は抗CEA抗体産生能を有する融合細胞である。これを常法によりクローニングし、獲られた単クローンを、単クローン由来の抗体とCEA及びCEA関連抗原との反応性の観点から選別する。それ自体公知のイムノアッセイ法によって実用的に選別することができる。

【0016】本発明の方法によって得られる単クローン性抗体を、表1(本判決の別紙表1)に示すように分類することができる。抗体1は、第二、臨胎児性抗原との反応性を有するが、第1癌胎児性抗原以外の癌胎児性抗原、正常糞便抗原2及び非特異的交叉反応抗原の中のいずれの抗原との反応性を有しない単クローン性抗体である。抗体2は、2つ以上の癌胎児性抗原のいずれの抗原との反応性も有しない単クローン性抗体である。抗体3は、2つ以上の癌治原との反応性を有しない単クローン性抗体である。抗体3は、2つ以上の癌治原との反応性を有しない単クローン性抗原1及び正常糞便抗原2との反応性を有は、非特異的交叉反応性を有しない単クローン性抗原1及び非特異的交叉反応抗原との反応性を有しない単クローン性抗体5は、2つ以上の癌治児性抗原、正常糞便抗原2との反応性を有するが、正常糞便抗原1との反応性を有しない単クローン性抗体5は、2つ以上の癌治児性抗原、正常糞便抗原2及び非特異の反応性がある。実用的にこれらの単クローン性抗体は、抗血清の形状である。実用的にこれらの単クローン性抗体は、抗血清の形状である。実用的にこれらの単クローン性抗体は、抗血清の形状である。実用的にこれらの単クローン性抗体は、抗血清の形状である。

る。実用的にこれらの単クローン性抗体は、抗血清の形状である。 【0017】表1において、正常成人糞便由来のCEA関連抗原NFA-2は放射性ヨード標識され、次に単クローン培養上清に加えられ、ラジオイムノアッセイが行なわれる。その結果、単クローン(クローンA、実施例1では約10株)と単クローン(クローンB、実施例1では約200株)が選別される。クローンAの産生する抗体AはNFA-2と反応しない。クローンBの産生する抗体BはNFA-2と反応する。抗体AはヒトのCEAと反応し、正常成人糞便由来のCEA関連抗原と反応しない。

【0018】1つ以上の第2CEA(実施例では4種)を用いて、同様の方法でラジオイムノアッセイを行なうと、クローンAからクローンA1(実施例1では8株)の産生する抗体1は、第1CEAと反応するが第2CEAと反応しない。クローンA2の産生する抗体2は第1及び第2CEAと反応する(実施例1では2株)。

【0019】同様の方法でNFA-1を用いて、NFA-2と反応する抗体を産生するクローンBを選別すると、クローンB1及びB2が得られる。クローンB1(実施例1では約70株)の産生する抗体3は、NFA-1及びNFA-2と反応する。クローンB2(実施例1では約100株)の産生する抗体B2は、NFA-2と反応し、NFA-1と反応しない。NFA-1の分子量は小さいが、抗原活性は強いので、実施例1では約70株のクローンB1が得られた。

【0020】 f -NCAを用いて同様の方法でクローンB 2 から,クローンB 2 -1(実施例では約60株)とB 2 -2(実施例 1 では約40株)が選別される。クローンB 2 -1 の産生する抗体 4 は f -NCA と反応しないが,クローンB 2 -2 の産生する抗体 5 は f -NCA と反応する。

【0021】所望により、NFA-2以外の他の抗原をクローニングで得られたクローンの最初の選別に用いることができる。例えば、NFA-1を最初に用いることにより、産生される抗体とのNFA-1との反応性の観点から単クローンを選別することができる。」

2 原告らの主位的主張について

原告らは、主位的に、本件特許請求の範囲は、製造方法によって特定された物の特許についてのもの(いわゆるプロダクト・バイ・プロセス・クレーム)であり、特許請求の範囲に記載された製造方法と異なる製造方法によるものであっても、物として同一であるものは、本件発明の技術的範囲に属するところ、被告製品は、物として同一であるから本件発明の技術的範囲に属すると主張するので、判断する。

(1) 解釈の指針

一般に、特許請求の範囲が製造方法によって特定された物であっても、特 許の対象は飽くまで製造方法によって特定された物であるから、特許の対象を当該 製造方法に限定して解釈する必然性はない。しかし、特許の対象を当該製造方法に限定して解釈すべき事情が存する場合には、特許の対象が当該製造方法に限定される場合があり得るというべきである。

(2) 本件特許請求の範囲の記載

「物の製造方法を記載した部分」と「物の性質 本件特許請求の範囲は、 を記載した部分」(癌胎児性抗原の個体非特異的な部分,正常糞便抗原1および正 常糞便抗原2との反応性を有するが、癌胎児性抗原の個体特異的な部分および非特 異的交叉反応抗原との反応性を有しない単クローン性抗体(抗体3)。)に分けられ、前者の「物の製造方法を記載した部分」は、更に「融合細胞の取得過程」(第1哺乳動物を最初の個体の癌胎児性抗原で免疫することによって、前記抗原に対する抗体産生能を有する細胞を産生させ、生じた細胞を200哺乳動物から採取し、採 取された細胞を第2哺乳動物由来のミエローマの株化細胞と融合させ、)、 ローン性抗体の回収過程」(こうして得られた融合細胞をクローニングに付し、得られた単クローン性ハイブリドーマを培養し、得られた培養液から所望の単クローン性抗体を回収し、)及び「得られた単クローン性抗体の選別過程」(その際(イ) 前記最初の個体の癌胎児性抗原を第1マーカー抗原として用い、前記単クローン性 ハイブリドーマを前記第1マーカー抗原と反応する抗体の産生能を基準として選別 し, (ロ)前記回収工程において,免疫した最初の個体以外の個体の癌胎児性抗原, 正常糞便抗原1,正常糞便抗原2および非特異的交叉反応抗原からなる群から選ば れた2種以上の抗原を選別用マーカー抗原として用いて、前記単クローン性ハイブ リドーマを選別用マーカー抗原との反応性を基準として選別し、かつその際(ハ)正 常糞便抗原2を第2マーカー抗原として用いて単クローン性ハイブリドーマを選別 し、正常糞便抗原2と反応する抗体(抗体B)産生能をもつ単クローン性抗体を分 離し、次に正常糞便抗原1を第3マーカー抗原として用いて正常糞便抗原1と反応する抗体産生能をもつ単クローン性ハイブリドーマを分離し、選別された単クロー ン性ハイブリドーマを培養して所望の抗体を得る工程からなる、癌胎児性抗原に対 して特異性をもつ単クローン性抗体の製法によって得られた、)に分けられる。

イ 「物の製造方法を記載した部分」のうち「融合細胞の取得過程」及び 「単クローン性抗体の回収過程」について

前記 1 (2) で認定した本件明細書の記載及び弁論の全趣旨によると、「物の製造方法を記載した部分」のうち「融合細胞の取得過程」及び「単クローン性抗体の回収過程」は、公知の技術であると認められる。

ウ「物の製造方法を記載した部分」の「得られた単クローン性抗体の選別

過程」と「物の性質を記載した部分」について

前記1(2)で認定した本件明細書の記載によると、CEA分子上には多くの抗原決定基が存在すること、原告らは、上記CEA分子上の多くの抗原決定基を5種類(個体特異的抗原決定基、CEA特異決定基、NFA-1共通決定基、NFA-2共通決定基、NCA共通決定基)に分類し得ることを提案したこと、「物の性質を記載した部分」は、上記原告らの提案に係る分類を前提とする反応特異性を内容とするものであること、以上の事実が認められる。

前記 1 (2)で認定した本件明細書の記載によると、「物の製造方法を記載した部分」の「得られた単クローン性抗体の選別過程」は、上記の5種類の抗原決定基との反応特異性を確認する過程であって、「物の性質を記載した部分」によって、5種類の抗原決定基との一定の反応特異性を示すという要素により特定された単クローン性抗CEA抗体を、更に物の性質が異なるものとして特定するものではないということができる(この限度では、原告の前記主張は、正当であるということができる。)。

(3) 本件特許の出願経過

前記 1 (1) の事実によると、本件特許は、本件原出願について、特許庁の拒絶査定を受けた後に、分割出願し、本件特許請求の範囲記載のものとして特許されたこと、原告らは、上記出願過程において、「引例は、方法で作られた物として特定された本発明の特徴を明示も暗示もしていない。」などと述べて、公知技術との方法の違いを強調していたこと、本件特許請求の範囲の記載は、本件原出願の特許請求の範囲の記載に比べて、「製法によって得られた」ことを明示するなど、特定の製法によるものであることを明確にする内容になっていること、以上の事実が認められる。

(4) 結論

本件原出願が行われた当時の特許法36条5項は、特許請求の範囲につい

「発明の詳細な説明に記載した発明の構成に欠くことができない事項のみを記 載しなければならない」と規定していたから、本件特許請求の範囲の記載も、その

ようなものであると解される。 しかるところ、原告らが主張するように、「物の製造方法を記載した部 分」の「得られた単クローン性抗体の選別過程」は,物の性質(反応特異性)を製 造方法(選別方法)によって確認しているだけであるから、「物の性質を記載した 部分」のみを充足していれば、本件発明の技術的範囲に属するとすると、「物の製 造方法を記載した部分」の「得られた単クローン性抗体の選別過程」は全く無意味 な記載であるということになり、特許法36条5項の上記要件に適合しないことに なる。

「物の製造方法を記載した部分」の「得られた単クローン性抗体の選別過 「物の性質を記載した部分」とは別の意味を有するものと解さなければな らず、そうすると、「物の製造方法を記載した部分」の「得られた単クローン性抗 は、「物の性質を記載した部分」で特定される物の具体的な製造方法を特定したものと解さざるを得ない。そして、そのように解することが、上記3で述べた本件特許の出願経過にも適合するということができる。以上のとおり、本件においては、特許の対象を当該製造方法に限定して解釈すべき事情が存するとい うことができる。

しかるところ、原告らの主位的主張は、上記と異なり、被告製品の製造方 法が本件特許請求の範囲中の「物の製造方法を記載した部分」の「得られた単クロ -ン性抗体の選別過程」を充足することについての主張立証をするまでもなく、被 告製品が「物の性質を記載した部分」を充足する限り、本件発明の技術的範囲に属 するというものであるから、失当である。 3 原告らの予備的主張について

証拠(甲4の1ないし5)及び弁論の全趣旨によると、平成2年10月14 日から同月26日までの間に、被告の研究員である【D】が原告らの研究室に派遣 され、被告製品の2次抗体として用いられているCELの反応特異性について研究 解析するための実験(以下「本件実験」という。)が行われたことが認められる。 原告らは、本件実験は、本件特許請求の範囲の「物の製造方法を記載した部

分」のうち、「得られた単クローン性抗体の選別過程」と同様の方法で行われたものであるから、被告製品は本件発明の技術的範囲に属する旨主張するが、仮に本件 実験が「得られた単クローン性抗体の選別過程」と同様の方法で行われたものであ るとしても,本件実験は,既に存在する被告製品の客観的な性質を確認したにすぎ ないから、それが被告製品の製法であるとはいえないばかりか、その時期も本件特 許の公告日(平成7年8月30日)よりも前である。

被告が、公告日以後に、本件特許請求の範囲の「物の製造方法を記載した部 分」のうち「得られた単クローン性抗体の選別過程」と同様の方法で、被告製品を 製造していることを認めるに足りる証拠はない。

したがって、原告らの予備的主張を採用することはできない。

以上の次第であるから、その余の点について判断するまでもなく、原告らの 請求は理由がない。

よって,主文のとおり判決する。

## 東京地方裁判所民事第47部

之 裁判長裁判官 森 義 内 之 裁判官 裕 藤 下 記 裁判官 杜 弘

(別紙)

目 録

「癌胎児性抗原(CEA)測定用キットであって、標識2次抗体として、癌胎児性 抗原(CEA)の個体非特異的な部分、正常糞便抗原1(NFA-1)及び正常糞 便抗原2(NFA-2)との反応性を有するが、癌胎児性抗原(CEA)の個体特 異的な部分及び非特異的交叉反応抗原(NCA)との反応性を有しない単クローン性抗CEA抗体(抗体3)を含有する試薬キット」(商品名「Eテスト「TOSOH」ICEA」)

(別紙)表1